

# 14 短期継続保証 たんけいネクスト

短期資金を継続的に利用することで、毎月の返済が不要となる保証制度です。

資格要件	(1)～(6)のすべてに該当し、金融機関と連携して経営改善に取り組む中小企業者 (法人/青色申告であり、貸借対照表添付の税額控除を受けている個人) (1) 2期以上の確定申告を行っていること (2) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること (3) 納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと (4) 保証協会の保証付き融資について、延滞等の債務不履行がないこと (5) 保証協会の求償権先で、求償債務が残っていないこと (6) 正味資産が債務超過(個人は保証申込時の財産状況の記載、法人は直近の決算)でないこと なお、法人で債務超過の場合は代表者個人の正味資産を加味して債務超過でないこと
資金使途	事業資金(運転) ※協会が認めた場合、既保証融資(原則同一金融機関扱い分に限る)の返済資金も可能となります。
保証限度額	8,000万円 ※新規需資額(既往の本提携保証を含む)は申込直前期の平均月商3ヶ月以内とします。
保証期間	12ヶ月以内 ※保証審査により最長7回まで更新が可能です。更新時の保証期間は原則として12ヶ月とします。
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 <a href="#">経営者保証を不要とする取り扱いについて</a> 」をご覧ください。
保証料率	年0.45%～年2.35%(近畿税理士会に所属する税理士または税理士法人が月次管理を行っている中小企業者の場合0.1%割引) ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・近畿税理士会に所属する税理士等が月次管理を行っており、信用保証料率の割引を適用する場合:「たんけいネクスト」利用に関する確認書兼同意書 ※更新の都度、状況報告書が必要となります。
備考	・本制度ご利用には、必ず事前相談が必要となります。事前相談の際は「事前相談書」と併せて必要書類一式の提出をお願いします。 ・1金融機関につき1企業1口の利用とします。 ※有担保扱いと無担保扱いに分割する場合、同時実行で2口利用が可能となります。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。